

工事の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法の改正について

(平成 28 年 10 月 1 日以降の発注案件から取り扱いが変更になります。)

現在、工事における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、国及び中央公契連モデルを踏まえた算定式を採用していますが、このたび国及び中央公契連において見直しが行われたことに伴い、松山市公営企業局におきましても、工事における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の取扱いを下記のとおりとします。

なお、平成 28 年 9 月 30 日以前の発注案件については、改正前の算定方法で計算します。

【改正前】

- ① 直接工事費の 95%
 - ② 共通仮設費の 90%
 - ③ 現場管理費の 80%
 - ④ 一般管理費の 55%
 - ⑤ その他の費用は 87.5%
- ①から⑤の合計額×1.08

↓

【改正後】

- ① 直接工事費の 95%
 - ② 共通仮設費の 90%
 - ③ 現場管理費の 90%
 - ④ 一般管理費の 55%
 - ⑤ その他の費用は 89.5%
- ①から⑤の合計額×1.08

ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に 7/10 を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に 7/10 を乗じて得た額とする。

〒790-8590 松山市二番町四丁目 4 番地 6
松山市公営企業局 管理部 契約管理課（契約担当）
電 話 089-998-9845
F A X 089-948-0335